

福井県権限移譲推進方針

平成24年3月 策定

1 方針策定の趣旨

国と地方のあり方を見直す第1次地方分権改革が、平成7年度から平成13年度にかけて行われ、これまでの国が主導する行政システムから、地方主導による行政システムへの方向転換が進められた。

平成18年に「地方分権改革推進法」が制定され、また平成23年には「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」が制定されるなど、地方分権、地域主権改革がより進展、拡大することになり、地方公共団体の役割、責任がますます重要となっている。

本県では、昭和59年度から県規則による事務委任形式により、また、平成12年度からは地方分権一括法による地方自治法の改正に伴う「福井県知事の権限に属する事務の特例に関する条例」(以下、「条例」という。)により、市町への権限移譲を行い、市町の機能強化を推進している。

なお、平成17年度に、地方自治法の改正により、市町が県に対し権限移譲を要請できる規定が追加された。

昭和59年度～平成11年度

「市町村長に対する事務委任規則」(根拠：旧地方自治法153第2項)

平成12年度～

「福井県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例」
(根拠：地方自治法252の17の2第1項)

福井県では、平成の合併により35市町村から17市町となり、行政規模や能力の拡充が図られたことから、条例による権限移譲が進展した一方、市町が置かれている状況や課題は様々となっている。

このような中、国の地方分権改革においても、「住民により身近な基礎自治体を重視し、基礎自治体を地域における行政の中心的な役割を担うものと位置付ける」こととされており、今後、法令による権限移譲が進むこととなっている。

県も、これまでの市町への権限移譲を踏まえ、今後、より一層効果的に権限移譲を進めるため、この方針を策定するものである。

2 権限移譲の基本的な考え方

地方自治制度の基本原則である「基礎自治体優先の原則」を基本的な考え方として、住民に身近な事務は基礎自治体である市町が処理できるよう、県と市町の適切な役割分担のもと、市町の意向を踏まえ、権限移譲を推進する。

【基本的な役割分担】

住民に身近な事務であって、かつ、住民サービスが向上すると考えられるものは、基本的に市町で完結できるよう推進する。（例：浄化槽設置に関する事務、身体障害者手帳の交付）

これに対し県は、広域的な調整を必要とする業務、専門的な知識や技術が求められる業務を主に担うものとする。（例：都市計画の区域指定、試験・研究業務）

3 権限移譲の進め方

（1）移譲推奨事務メニューの策定

県は、毎年度、市町の意向を踏まえ、6月までに次年度の「移譲推奨事務メニュー」を策定し、市町の実情に応じ、計画的かつ柔軟に事務を選択できる仕組みとする。

移譲推奨事務メニューには、移譲により行政サービスの向上や市町の行政機能の充実強化につながることが期待される事務について、以下の観点から選定し、掲載する。

- ① 住民の生活に密接に関連し、住民の利便性が向上するもの
(居住地に近い市町において手続ができるため住民負担の軽減となる事務) (例：専用水道等に関する事務、浄化槽設置等に関する事務、NPO 法人設立認可)
- ② 行政の効率性、迅速性が増すもの
(市町を経由し県で処理されている事務のうち、実質的な処理や判断が市町においてなされている事務) (例：身体障害者手帳の交付、環境関連事務、児童扶養手当の事務)
- ③ 特色ある地域づくりを可能にするもの
(市町において完結する事務や、地域の実情に即した的確な対応が可能な事務) (例：開発行為の許可、公有水面埋め立て許可)
- ④ 市町から特に移譲の要望があるもの

また、移譲事務と従来からの事務を一体的・総合的に行うことにより、その相乗効果を発揮できるものについては、優先的に移譲を進める。
(例：液化石油ガスの設備工事の届出の受理、屋外広告物の設置許可・除外命令等)

(2) 県・市町の協議等

毎年度、7月頃に市町の担当課長会議を開催し、次年度の「移譲推奨事務メニュー」に掲載された各事務の説明を実施するとともに、権限移譲に関する意見交換を行う。

また、必要に応じて個別に市町を訪問し(10～11月頃)、移譲事務の内容等について、説明・協議を行い、11月までに移譲予定事務を決定する。

(3) 重点移譲事務

既に多くの市町に移譲実績のある事務、または法令改正により移譲される事務に密接かつ移譲することが効率的である事務の中から重点移譲事務を選別し、積極的に権限移譲を推進する。

(4) 権限移譲の要請

地方自治法第252条の17の2の規定に基づき、市町の要請を受けて権限を移譲するに当たっては、当該市町の事務処理体制等に関して、あらかじめ十分に協議を行い、権限の移譲を行う。

4 円滑な権限移譲に向けて

権限移譲された事務処理が市町において円滑かつ適切に実施されるよう、県は、市町に対し次の支援策を講ずる。

(1) 財政的支援（移譲事務市町交付金）

条例に基づき市町が処理することとされた事務の処理に要する経費について、毎年度予算の定めるところにより、「移譲事務市町交付金交付要綱」に基づき、移譲事務市町交付金を交付する。

交付金の額は、移譲事務ごとに次の算式により算定した均等割額、人口割額および件数割額を合算した額から、手数料収入に相当する額を差し引いた額の合計額とする。

なお、国の地方分権改革に伴う法令による権限移譲の財源措置については、地方交付税により対応する。

i 均等割額

$$\text{基準額} \times \frac{1}{10} \times \frac{1}{\text{移譲対象市町の数}}$$

ii 人口割額

$$\text{基準額} \times \frac{1}{10} \times \frac{\text{当該市町の人口}}{\text{移譲対象市町の人口の合計}}$$

iii 件数割額

$$\text{基準額} \times \frac{8}{10} \times \frac{\text{当該市町の事務処理件数の合計}}{\text{移譲対象市町の事務処理件数の合計}}$$

※上記の交付金の算定に用いる数値は以下のとおりとする。

| 区分 | 数值 |
|--------|---|
| 基 準 額 | 移譲事務ごとに毎年度知事が定める額 (人件費、旅費、諸経費から積算した単価) |
| 人 口 | 前年度末の住民基本台帳人口 |
| 事務処理件数 | 前3年度の事務処理件数の平均 |

上記の他に、新たに権限移譲した事務について、市町では関係書籍等の購入、申請用紙等の印刷、事前研修などの準備が必要になることから、それに要する経費として初年度準備金を交付する。

（2）人的支援

移譲の前後の期間において、当該移譲事務の処理に関し、市町からの要望に応じ、県職員の派遣などの人的支援を実施する。

I 市町職員の派遣の受け入れ・県職員の市町への派遣

市町から、市町職員の研修や県職員の派遣について求めがあるときは、事務の専門性や事務量を考慮の上、市町職員の研修制度や県職員の派遣制度を活用し、市町の移譲事務の処理体制の整備に向けた人員を確保できるよう、運用を図っていく。

II その他の人的支援

当該市町との協議に基づき、一定期間職員を市町に出張させる等により事務指導等を実施する。

（3）適正な事務処理の確保にかかる支援措置

財政的支援、人的支援のほか、県は、市町において、移譲された事務が適正かつ円滑に実行されるよう、次の措置を講じる。

なお、国の地方分権改革に伴う法令による権限移譲についても、同様の対応によることとする。

I 説明会等の開催

移譲される事務に関し、事前に市町に対する説明会等を開催する。

II 事務処理マニュアル等の作成

移譲後の事務処理が円滑に進むよう、必要に応じて、事務処理方法等を記載したマニュアル等を作成し、市町に配付する。

III 移譲後の事務の処理にかかる協力

適正な事務処理の方法等に関する市町からの相談等に対しては、移譲時だけでなく移譲後も、法令改正や事務処理に関する情報提供を始め、個別の助言を行うなど、積極的に市町への協力、支援を行う。